

常勤役員の報酬等に関する規程

施行	昭和46年	7月	1日
改正	昭和49年	4月	1日
改正	平成5年	4月	1日
改正	平成20年	3月28日	
改正	平成20年	12月	1日
改正	平成27年	4月	1日
改正	令和元年	11月	1日

(趣旨)

第1条 この規程は奈良県信用保証協会（以下「協会」という。）の常勤役員の報酬、地域手当、期末手当、退職金に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 常勤役員に対しては、報酬を支給する。

2. 前項の報酬の額は、会長が理事会の承認を経て定めるものとする。

(地域手当)

第3条 地域手当は、前条の報酬に加算し、支給する。

2. 地域手当の額は、協会の職員給与規程に準じて定めるものとする。

(期末手当)

第4条 常勤役員に対しては、期末手当を支給する。

2. 前項の期末手当は、毎年6月・12月に支給する。
3. 前1項の期末手当の額は、協会の職員給与規程に準じて定めるものとする。

(退職金)

第5条 常勤役員が退職したときは、退職金を支給する。

2. 前項の退職金の額は、退職時の報酬月額 \times 100分の20に在職月数を乗じて得た額とする。

但し、在職中特に功労があったと認められる者に対しては、常任理事会の承認を得た額

を加算することができる。なお、加算額については、次の理事会で報告することとする。

(委任)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項を会長が定める。

附 則 この規程は昭和46年7月1日から実施する。

附 則 昭和49年4月1日 改正

附 則 平成5年4月1日 改正

附 則 平成20年3月28日 改正

附 則 平成20年12月1日 改正

附 則 平成27年4月1日 改正

附 則 令和元年11月1日 改正